

道州制に関する主な提言、主張

第28次地方制度調査会答申 (平成18年2月)		自民党道州制調査会 第2次中間報告 (平成19年6月)		全国知事会道州制特別委員会 「分権型社会における広域自治体のあり方」 (平成18年6月)	東京都自治制度懇談会 「議論のまとめ」 (平成18年11月)	徳島県道州制等研究会 「『眞の地方分権時代』における『県のあり方』に關わる研究報告書」 (平成18年9月)
<p>道州制の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> 最近の社会経済情勢の変化のなかで、現行の都道府県制度のままで対応可能か、さらに地方分権改革の担い手としてふさわしいかどうかが問われるようになっている。(答申の指摘する最近の社会経済情勢の要件) ①市町村合併の進展等による影響 <ul style="list-style-type: none"> 市町村の行政基盤の強化が、都道府県から市町村への権限移譲を可能に 都道府県の役割や位置づけの再検討が迫られている ②都道府県の区域を越える広域行政課題の増大 <ul style="list-style-type: none"> 人口減少や財政的制約の増大から、これまでのような都道府県を単位とした行政投資は困難に。→機能や資源の相互補完的な活用が必要に 都道府県の区域を越える企業、大学、研究機関の密接なネットワーク形成や、国際直接、海外の諸地域と結びつく動き。 ③地方分権改革の確かに担い手が求められている <ul style="list-style-type: none"> 国からの事務移譲を進めるために、一定の区域を有する広域自治体として規模・能力が整える必要。 	<p>道州制の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> グローバリゼーション、少子化、成熟化の潮流の中で、行政の効率化を目指すとともに、地方自治の中で個性と活力を持ち、地方の発信力を高めることが強く求められている。 このため、市町村合併の推進や権限・財源の移譲等により基礎自治体をさらに強化するとともに、都道府県を越えた広域的な工業地帯を創出しうる組織を創出している。 	<p>道州制の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央集権型行政システムは、変動する国際社会への対応、東京一極集中の是正、個性豊かな地域社会の創造、少子高齢化社会への対応など新たな行政課題に迅速に対応する能力を失ってきている。 このため、市町村合併の推進や権限・財源の移譲等により基礎自治体をさらに強化するためには、国と地方の役割分担と関係を現在の延長線上ではなく、憲法改正も視野に抜本的に見直し、中央政府と地方自治体の双方を含めた一体的かつ創造的な制度設計が必要。 	<p>道州制の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行の都道府県制度は、今日の広域化する課題に対応することが難しくなってきては、大きく次の3つがあげられる。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地方分権改革の必要性 <ul style="list-style-type: none"> 現在の都道府県では、行政区域が限定されおり、これを担うことは限界がある。 (2) 都道府県の区域を越える広域行政課題の増大 <ul style="list-style-type: none"> 環境問題や危機管理体制、交通基盤整備、広域的開拓・産業振興等に代表される広域的な課題解決のニーズが高まる中で、これを円滑、着実に解決するために、従来の各都道府県の広域連携のみの取り組みでは、推進力や機動性の面で限界がある。 (3) 市町村合併の進展 <ul style="list-style-type: none"> 市町村合併の進展や特別市の勧請により、広域自治体としての都道府県の位置づけや役割が大きく変化しており、このようない変化に合わせた、新しい広域自治体としてのあり方の見直しや再構築が求められている。 	<p>道州制の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> 首都圏の広域的課題についてほぼ都県市の連携で成果を上げてきた。しかし、一般的に広域連携では、統一規準の制定や合意形成等に時間を要することが多い。 一部事務組合では、権限の主体が不明確で、議決権闘合が多く更に非効率など多くの問題がある。 地政の広域的課題を適時効率的、効果的に解決することが、道州に期待される役割である。 	<p>道州制の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> 連邦制 <ul style="list-style-type: none"> 諸外国の例では、それぞれの州等が民族や言語を異なるなどを背景に設けられる場合が多く、日本の歴史・風土・国民性等を考慮するとその導入は現実的ではない。 都道府県合併 <ul style="list-style-type: none"> 国からの権限移譲が想定されていないこと、國の地方支分部局等との重複行政の解消につながるものではないことなどから、地方分権の観点からは、適した制度とはいえない。 広域連合 <ul style="list-style-type: none"> 現行の都道府県を残したままの制度であり、都道府県の意見調整や意思決定に時間がかかること、課税自主権がなく税財政面での自立が困難であることなどの問題点もあり、恒久的な措置としては適さない。 	<p>道州制の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> 「道州制の導入がなぜ必要か」という点については、大きく次の3つがあげられる。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地方分権改革の必要性 <ul style="list-style-type: none"> 現在の都道府県では、行政区域が限定されおり、これを担うことは限界がある。 (2) 都道府県の区域を越える広域行政課題の増大 <ul style="list-style-type: none"> 環境問題や危機管理体制、交通基盤整備、広域的開拓・産業振興等に代表される広域的な課題解決のニーズが高まる中で、これを円滑、着実に解決するために、従来の各都道府県の広域連携のみの取り組みでは、推進力や機動性の面で限界がある。 (3) 市町村合併の進展 <ul style="list-style-type: none"> 市町村合併の進展や特別市の勧請により、広域自治体としての都道府県の位置づけや役割が大きく変化しており、このようない変化に合わせた、新しい広域自治体としてのあり方の見直しや再構築が求められている。
都道府県合併等ほかの制度の限界	<ul style="list-style-type: none"> 広域自治体改革として、現行制度においても、広域連合制度や都道府県合併等の活用が考えられる。 しかし、広域自治体改革を、国のかたちの見直しにかかわるものとして位置づけ、国家として対応すべき課題に対し、高い問題解決能力を有する政府を実現する方途ととらえる場合、道州制の導入が適当。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 広域連合 <ul style="list-style-type: none"> 現行制度上認められているという点では現実的であるが、自らの税財源がなく、意志決定に時間がかかる。また、組織上、屋上屋を架すことにもなりかねず、広域自治体の抜本的な再編の姿とは言えなし。 (2) 都道府県合併 <ul style="list-style-type: none"> 国と都道府県の事務割合が当然に変更され、ものではなく、また、日本全国に自立性の高い圏域が形成されるものでもないため、眞の分権型社会の実現を図るという見地からは限界。 	<ul style="list-style-type: none"> 首都圏の広域的課題についてほぼ都県市の連携で成果を上げてきた。しかし、一般的に広域連携では、統一規準の制定や合意形成等に時間を要することが多い。 一部事務組合では、権限の主体が不明確で、議決権闘合が多く更に非効率など多くの問題がある。 地政の広域的課題を適時効率的、効果的に解決することが、道州に期待される役割である。 	<ul style="list-style-type: none"> 連邦制 <ul style="list-style-type: none"> 諸外国の例では、それぞれの州等が民族や言語を異なるなどを背景に設けられる場合が多く、日本の歴史・風土・国民性等を考慮するとその導入は現実的ではない。 都道府県合併 <ul style="list-style-type: none"> 国からの権限移譲が想定されていないこと、國の地方支分部局等との重複行政の解消につながるものではないことなどから、地方分権の観点からは、適した制度とはいえない。 広域連合 <ul style="list-style-type: none"> 現行の都道府県を残したままの制度であり、都道府県の意見調整や意思決定に時間がかかること、課税自主権がなく税財政面での自立が困難であることなどの問題点もあり、恒久的な措置としては適さない。 	<ul style="list-style-type: none"> 連邦制 <ul style="list-style-type: none"> 諸外国の例では、それぞれの州等が民族や言語を異なるなどを背景に設けられる場合が多く、日本の歴史・風土・国民性等を考慮するとその導入は現実的ではない。 都道府県合併 <ul style="list-style-type: none"> 国からの権限移譲が想定されていないこと、國の地方支分部局等との重複行政の解消につながるものではないことなどから、地方分権の観点からは、適した制度とはいえない。 広域連合 <ul style="list-style-type: none"> 現行の都道府県を残したままの制度であり、都道府県の意見調整や意思決定に時間がかかること、課税自主権がなく税財政面での自立が困難であることなどの問題点もあり、恒久的な措置としては適さない。 	<ul style="list-style-type: none"> 「道州制の導入がなぜ必要か」という点については、大きく次の3つがあげられる。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地方分権改革の必要性 <ul style="list-style-type: none"> 現在の都道府県では、行政区域が限定されおり、これを担うことは限界がある。 (2) 都道府県の区域を越える広域行政課題の増大 <ul style="list-style-type: none"> 環境問題や危機管理体制、交通基盤整備、広域的開拓・産業振興等に代表される広域的な課題解決のニーズが高まる中で、これを円滑、着実に解決するために、従来の各都道府県の広域連携のみの取り組みでは、推進力や機動性の面で限界がある。 (3) 市町村合併の進展 <ul style="list-style-type: none"> 市町村合併の進展や特別市の勧請により、広域自治体としての都道府県の位置づけや役割が大きく変化しており、このようない変化に合わせた、新しい広域自治体としてのあり方の見直しや再構築が求められている。

第28次地方制度調査会答申 (平成18年2月)	自民党道州制調査会 第2次中間報告 (平成19年6月)	全国知事会道州制特別委員会 「分権型社会における広域自治体のあり方」 (平成18年6月)	東京都自治制度懇談会 「議論のまとめ」 (平成18年11月)	徳島県道州制等研究会 「眞の地方分権時代」における『県のあり方』 に關わる研究報告書 (平成18年9月)
道州の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・広域自治体として、現在の都道府県に代えて道又は州を置く。 ・地方公共団体は、道州と市町村の二層制とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道州は都道府県に代わる広域自治体。 ・道州と基礎自治体の2層制 	<ul style="list-style-type: none"> ・道州は都道府県に代わる広域自治体。 ・地方自治体は道州と市町村の2層制。 	<p>(記述は、道州と基礎自治体の2層制が前提)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道州が国の機関である前提是考えられない。地方自治体でえあることが前提たるべき(道州は内政に係る事務を広く担うと考えられることから、その運営には地域住民の意思を反映させるべき)。 ・道州制の導入は、非効率な行財政システムを解消することを目的の一つとしており、現在の都道府県を存置した上で道州制は考えられず、道州及び市町村の二層制にすべき。
区域	<ul style="list-style-type: none"> ・数都道府県を合わせた広域的な単位を基本とする。 ・3つの区割り(それぞれ全国を9、11、13に区割り)を提示。 ・地方(市町村を含む)の意見を聞いた上で、法律で区域を設定。 ・東京都のみを一の州とすることも考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各道州の自立を前提に、地理的・歴史的・文化的条件を考慮、各地域のアイデンティティやシンボルを勘案して決定。 ・必ずしも既存都道府県の区域にこだわらず。 ・東京都の位置づけは、税財政制度のあり方とも密接に関連することから、別途、議論が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数都道府県を併せた区域とするが、場合により一の都道府県のみの道州も可。 ・住民が一体感を持つことができるよう地域の意見を反映。 ・東京圏に係る道州の区域や道州と大都市圏との関係は今後の検討課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道州の区割りにあたっては、広域的な行政課題(交通安全対策、生活環境対策、港湾・空港の整備、産業政策の展開など)を一体的に解決することが可能な範囲を検討する必要がある。 ・さらに、水資源、廃棄物対策等の課題解決を道州が行う場合、道州の単位として、それに見合った区割りを考える必要がある。 ・東京都やその一部の区域に限定した道州では、広域的課題に対応することは不可。
移行方法	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な経過期間を設けて、全国同時に実行。 ・関係都県と国の協議を経たときには先行して移行。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年以内に策定される政府の道州制ビジョンや地方分権改革の進展などを踏まえ、その後3~5年を目途に道州制推進の基本法や実施計画を策定、その後2年程度の準備期間のうち、完全に道州制に移行することを考へられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・区域論を先行させることなく、様々な角度から十分な検討を行った上で、全国一斉に行うこと。 ・条件が整った地域で先行することも可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道州制は単一の中央政府のあり方を変更するものであり、国の権限を移すべき受け皿として全国一斉に以降することが望ましい。 ・地域の自主性を尊重する立場から、条件の整った地域から順次実施することも考えられる。
役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の都道府県の事務は大幅に市町村に移譲。 ・道州は、①「圏域を単位とする主要な社会資本形成の計画及び実施」、②「広域的な見地から行うべき環境の保全及び管理」、③「人や企業の活動圏や経済圏に応じた地域経済政策及び雇用政策」などの広域事務に軸足を移す。 ・市町村に対する補完事務は、合併の進展による市町村の規模・能力の拡大を踏まえ、「高度な技術や専門性が求められ、また行政対象が散在する事務」に重点化。 ・国は、「以上の方考え方」に即して国と地方の事務分野のあり方を抜本的に見直し、国が本来果すべき役割を除き、できる限りの道州に移譲。(特に、各府省の地方支分部局) ・道州と市町村の事務配分は、補完性の原理 	<ul style="list-style-type: none"> ・防衛、司法など国家の存立や国土の保全、食糧安全保障、資源エネルギー政策などの国家的基本機能に係る役割に集中する。 ・それ以外の事項は、政策の企画立案機能を含め原則、地方へ移譲。 ・補完性の原理に基づき、基礎自治体を地方自治の第一の担い手として制度設計。 ・基礎自治体は、①都市計画等のまちづくり、②地域コミュニティの振興、③医療・保健・介護、④社会福祉、⑤教育、⑥消防、⑦一般廃棄物処理などの基本的な公共サービスを提供する。 ・国が担うべき役割を、外交、防衛、司法など本筋の役割を重視的に果たし、内政は自己決定と自己責任を基本理念として、原則、地方自治体が担う。 ・国と地方の役割分担を抜本的に見直し、中央省庁の見直しを含めた中央政府の見直しが行われなければならない。 ・住民生活に密接に関わる行政サービスは、市町村ができる限り総合的に担う。 ・広域自治体は市町村で完結しない広範な行政ニーズや、市町村で担うと著しく非効率となる高度技術や専門性が必要とする行政ニーズを担う。 ・道州は、地方が国際競争に参加できるよう、広域的なインフラ整備、②地域産業政策、③雇用政策等の公共サービスを提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・國が担うべき役割を、外交、防衛、司法など本筋の役割を重視的に果たし、内政は自己決定と自己責任を基本理念として、原則、地方自治体が担う。 ・国と地方の役割分担を抜本的に見直し、中央省庁の見直しを含めた中央政府の見直しが行われなければならない。 ・住民生活に密接に関わる行政サービスは、市町村ができる限り総合的に担う。 ・広域自治体は市町村で完結しない広範な行政ニーズや、市町村で担うと著しく非効率となる高度技術や専門性が必要とする行政ニーズを担う。 ・國が担うべき役割を、外交、防衛、司法など本筋の役割を重視的に果たし、内政は自己決定と自己責任を基本理念として、原則、地方自治体が担う。 ・国と地方の役割分担を抜本的に見直し、中央省庁の見直しを含めた中央政府の見直しが行われなければならない。 ・住民生活に密接に関わる行政サービスは、市町村ができる限り総合的に担う。 ・広域自治体は、基礎自治体の区割りを越える広域的な行政需要の増大に対応、国の役割の限界に伴い移譲される事務の受け皿となる。 ・広域自治体は、基礎自治体の区割りを越える広域的な行政需要の増大に対応、国の役割の限界に伴い移譲される事務の受け皿となる。 ・財政的な要員により基礎自治体が担うことか困難な事業を補完することも、広域自治体の重要な役割。 ・道州の根幹的な事務として、資源の有効配分と住民参加の見地から総合的に「広域事 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村合併などと同様、「地方の自主的な判断」で検定されるべき。 ・道州が国の機関である前提は考えられない。地方自治体でえあることが前提たるべき(道州は内政に係る事務を広く担うと考えられることから、その運営には地域住民の意思を反映させるべき)。 ・道州制の導入は、非効率な行財政システムを解消することを目的の一つとしており、現在の都道府県を存置した上で道州制は考えられず、道州及び市町村の二層制にすべき。 ・具体的には、地方自治法第2条第5項に規定されている「広域事務」、「連絡調整事務」及び「補完事務」を担う。

	第28次地方制度調査会答申 (平成18年2月)	自民党道州制調査会 第2次中間報告 (平成19年6月)	全国知事会道州制特別委員会 「分権型社会における地域自治体のあり方」 (平成18年6月)	東京都自治制度懇談会 「議論のまとめ」 (平成18年11月)	徳島県道州制等研究会 「眞の地方分権時代」における『県のあり方』 に関する研究報告書 (平成18年9月)
議会	<ul style="list-style-type: none"> 近接性の原理に基づき適切に決定。 道州の事務を地域の実情に応じ市町村に移譲できるよう制度を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 直安公選の長を設置。長の多選は禁止。 「審査、裁定等の機能を担うものを除き」、行政委員会の設置は義務付けない。 長など 	<ul style="list-style-type: none"> 首長の選出方法は、議院内閣制も含めさらには議院。 首長を直接公選で選出する場合には、多選制限を検討。 「道州の行政組織は、簡素を旨とし、その役割・機能に応じた適切、かつ、柔軟なるものとする。」 	<ul style="list-style-type: none"> 首長は直接公選とする（議員内閣制では、憲法改正が必要となる上、住民と首長の関係が間接的なものになってしまい、住民の意思が十分に反映されない懸念がある）。 労働委員会や海区漁業調整委員会などの行政委員会は、その設置を地方の判断に委ねるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 首長は直接公選とする（議員内閣制では、憲法改正が必要となる上、住民と首長の関係が間接的なものになってしまい、住民の意思が十分に反映されない懸念がある）。 労働委員会や海区漁業調整委員会などの行政委員会は、その設置を地方の判断に委ねるべき。
自治立法権	<ul style="list-style-type: none"> 国が道州の担う事務について法律を定める場合は、大綱的又は大枠的な最小限の内容に限り、具体的な事項はできる限り道州の自治立法に委ねる。 	<ul style="list-style-type: none"> （道州）の導入に向けての課題として、地方自治体の条例制定権の拡充・強化が必要。具体的な仕組みとして、 ① 国による立法範囲の明確化：国が法律に定めるべき具体的な基準や範囲を、基本法等に明記。または、憲法に地方に関する國の立法権の限界を明記。 ② 国の立法過程への地方の関与：国と地方による協議機関を設け、国の法案作成過程に地方の意見を反映させる。または、憲法を改正し地方代表の議院を設置。 ③ 政省令に対する条例優先権の付与：法律で政省令に委託されている事項を、条例により変更することを可能とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 「道州及び市町村は自己決定及び自己責任を基本とし、その所管する事務について、企画立案から管理執行までを一貫して実施するための立法権を有することが必要である。」 現行の「自治事務」の全部と、「法定受託事務」の一部（他の自主・自立につながり本来権限移譲されて自治事務化すべき事務）をあわせたものとして、「地政権事務」（即ち、地政権事務については、道州が独自の立法権を有するよう現在の制度を改正。① 憲法改正により、国会が独占している立法権を分割。 ② 憲法改正を待たず、国の法律を基本法化し、条例制定権を拡充。 	<ul style="list-style-type: none"> ①力望ましい（国の法律を基本法化することは、国会の判断に委ねられるため、地方の意見が十分に反映されにくく）、道州同様、市町村も立法権を有することが必要であるが、立法権の移譲が市町村に過大な負担を強いることを懸念。 	<ul style="list-style-type: none"> 「道州」を担い、市町村に対しては「連絡調整事務」を主に担う。「補完事務」は市町村の自主・自立を促進するために縮減。（標準的な役割分担を国の法令で提示）

	第28次地方制度調査会答申 (平成18年2月)	自民党道州制調査会 第2次中間報告 (平成19年6月)	全国知事会道州制特別委員会 「分権型社会における広域自治体のあり方」 (平成18年6月)	東京都自治制度懇談会 「議論のまとめ」 (平成18年11月)	徳島県道州制等研究会 「『真の地方分権時代』における『県のあり方』」 に關わる研究報告書 (平成18年9月)
国との関係	<ul style="list-style-type: none"> 道州に対する国の関与の仕組みは、現行制度と同様、機関委託事務に類する制度は設けない。 現在、法定受託事務とされているものについては、できるだけ自治事務としつつも、制度は存置。 道州と国の関係に関する事項について、道州と国による協議の仕組みを設置。 	<ul style="list-style-type: none"> 「国の行う事務と道州・基礎自治体の行う事務の調整や国の道州・基礎自治体への関与のあり方について、その基本的な考え方を整理する必要」 道州と市町村との関係 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の関与ができる限り縮小 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道州の事務に影響を与える国の施策に、道州の意見を反映させるため、国と地方（道州）の協議の場を憲法上の制度として設置。 ・ 将来的には、参議院を道州の代表で構成することなども考えられる。 	
市町村との関係	<ul style="list-style-type: none"> (再掲) 道州の事務を地域の実情に応じ市町村に移譲できるよう制度を設ける。 市町村に關係する道州の立法や政令に係る調整を行うため、道州と市町村による協議の仕組みを設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徹底した補完性の原理に基づき、基礎自治体を地方自治の第一の柱に位置づけ。 ・ 現在の都道府県事務の大部分を基礎自治体に移管。財源・職員をあわせて移譲。 ・ まず、都道府県の事務・権限をできるだけ基礎自治体に移譲、次いで国の事務・権限を順次、道州に移譲することが考えられる。 ・ 補完を行う一部の小規模団体を除き、基礎自治体の事務・権限は基本的に一律に。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村に對する補完、連絡調整事務は、市町村合併の進展による市町村の規模・能力の充実強化に伴い縮小。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (基礎自治体の負担的な事由により、その事務を十分に果せない場合) 当該基礎自治体を包含する広域自治体が、事務補完の中核的な役割を担うべき。 ・ 道州と市町村の役割分担や、市町村の事務に影響を与える道州の立法に対し、事前に市町村の意見を反映させるための協議の場を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道州は、できる限り市町村への関与はしない。 ・ 道州と市町村の役割分担や、市町村の事務に影響を与える道州の立法に対し、事前に市町村の意見を反映させるための協議の場を設置。
市町村の規模など	<ul style="list-style-type: none"> 基礎自治体は一定の人口規模・財政規模を有するものに移行すべき。 そのため、市町村合併の推進により基礎自治体の再編を進める必要。 基礎自治体の規模は人口だけでなく、最低限処理すべき事務を定め、その水準を順次引き上げる方法も。 小規模自治体に対しては、道州が補完する方法のほか、近隣自治体への委託、広域連合など水平補完も検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模自治体に對する補完は、従来のような垂直調整よりも、道州と市町村の役割分担を明確化するという観点から、市町村間の水平補完によることも考えるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が、國民に最も身近な行政主体として、生活や地域に關連する事務を幅広く、総合的に擔えるよう、市町村の「権限」「財源」、「人間」の「三けん」の充実・強化を図る必要=さらなる市町村合併、中核市、特例市の形成の推進 ・ 市町村への補完は、安易に広域自治体の事務とせず、極力、市町村間の事務委託や広域連合の活用等により対応すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が、國民に最も身近な行政主体として、生活や地域に關連する事務を幅広く、総合的に擔えるよう、市町村の「権限」「財源」、「人間」の「三けん」の充実・強化を図る必要=さらなる市町村合併、中核市、特例市の形成の推進 ・ 市町村への補完は、安易に広域自治体の事務とせず、極力、市町村間の事務委託や広域連合の活用等により対応すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村が、國民に最も身近な行政主体として、生活や地域に關連する事務を幅広く、総合的に擔えるよう、市町村の「権限」「財源」、「人間」の「三けん」の充実・強化を図る必要=さらなる市町村合併、中核市、特例市の形成の推進 ・ 市町村への補完は、安易に広域自治体の事務とせず、極力、市町村間の事務委託や広域連合の活用等により対応すべき。
大都市制度	<ul style="list-style-type: none"> 大都市圏にふさわしい仕組み、事務配分の特別、税財政制度を設けることが適当。 特に首都機能が存する東京（区部またはその一部）については、その特性に応じた特例も検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的・一体的な大都市経営を行うためにには、現行制度は不十分。新たな大都市制度を明確に位置づける必要。 ・ 大都市制度は大都市の規模、地域特性に応じて定めるべき。 ・ 首都圏における道州は、少なくとも一都三県を包含する範囲でなければならない。 ・ 首都圏には4政令市と東京圏における大都市経営が必要な範囲が達たんしているが、道州制下でこの地域の大都市経営の主体をどうするかは今後、検討を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道州の事務に影響を与える国の施策に、道州の意見を反映させるため、国と地方（道州）の協議の場を憲法上の制度として設置。 ・ 将来的には、参議院を道州の代表で構成することなども考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道州の事務に影響を与える国の施策に、道州の意見を反映させるため、国と地方（道州）の協議の場を憲法上の制度として設置。 ・ 将来的には、参議院を道州の代表で構成することなども考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道州の事務に影響を与える国の施策に、道州の意見を反映させるため、国と地方（道州）の協議の場を憲法上の制度として設置。 ・ 将来的には、参議院を道州の代表で構成することなども考えられる。

	第28次地方制度調査会答申 (平成18年2月)	自民党道州制調査会 第2次中間報告 (平成19年6月)	全国知事会道州制特別委員会 「分権社会における広域自治体のあり方」 (平成18年6月)	東京都自治制度調査会 「議論のまとめ」 (平成18年11月)	徳島県道州制等研究会 「眞の地方分権時代」における『県のあり方』 に關する研究報告書 (平成18年9月)
地方税賦課制度	<p>・道州制の導入に伴う地方税賦課制度の改革について、今後検討。</p> <p>・「地方税中心の財政構造を構築して地方の財政運営の自主性及び自立性を高める」必要。</p> <p>・地方税による財政需要の充足度に、地域間で大きな格差・地域間格差の是正が必要。</p> <p>・国からの事務の移譲に伴い適切な税源移譲を行う。偏在度の低い税目を中心とした地方税の充実を図る。</p> <p>・各道州や市町村の税源と財政需要に応じた、適切な財政調整を行う制度を検討。</p>	<p>・地方の自立に向け、2段階の税賦課制度を想定</p> <p>① 第一段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 自主財源の増強：個人所得課税、資産課税、たばこ課税等を中心に、国から地方へ税源移譲。 ② 国・地方間、道州間の財政調整：国からの新しい交付金としてシビルミニマム交付金を創設。社会保険、義務教育、警察・消防を対象に、客観的な指標に基づき道州に配分。既存の地方法人関係税による道州間の調整システムを創設。 ③ 知的・社会的インフラ整備：各道州の競争力を確保するため、必要な知的・社会的インフラを国の責任で予め整備。 ④ 「東京圏隸」への対応：23区を国直轄にして、その税収を各道州へ配分することも考えられる。 <p>2 第二段階</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 道州の財政需要は全て自らの税収で賄つ。 ② 国からの交付金は停止 ③ 必要な税源移譲、新税の創設を行うほか、道州間の調整も廃止。 	<p>・税源配分を根本的に再構築し、地方の役割に見合った地方税収を確保。</p> <p>・可能な限り偏在性が少なく、安定性のある地方税体系を構築。</p> <p>・例えば、諸外国の例にならった共有税の導入や国と地方の徵收事務の一元化も検討。</p> <p>・財政調整制度は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 現行交付税制度を改革。地方の固有財源としての位置づけを明確化し、総額消費を対象に、客観的な指標に基づき道州間に適当な税について、それに応じて大都市経営に適当な税については、広域自治体が大都市経営を行う場合、その財源とするべきことが必要。 ② 一部に道州間の主体的な水平調整を導入。 <p>・団体間の財政調整については、それに対応する依存の度合いを低下させるなど、持続可能な制度に改革していくことが必要。</p>	<p>・ドイツの「共同税」を参考に、「基幹共同税」の導入を提唱。</p> <p>(基幹共同税の基本的考え方)</p> <p>① 原資は、課税対象が国税と地方税で重複している法人課税・個人所得課税・消費税とする。</p> <p>② 徴収は道州の下に一元化。</p> <p>③ 地方間の財政格差を補うため、水平的調整機関としての位置づけを明確化し、総額消費を対象に、客観的な指標に基づき道州間に適当な税について、それに応じて大都市経営に適当な税については、広域自治体が大都市経営を行う場合、その財源とするべきことが必要。</p> <p>④ 配分は、国と地方の協議の場である調整機関及び地方間の税源調整を行う「地方財政調整基金」(仮称)を設立、イ.国と地方の役割分担、ロ.基幹共同税以外の税収、ハ.各団体の収税努力、行政努力を考慮して配分。</p>	<p>・「眞の地方分権時代」における『県のあり方』に關する研究報告書</p> <p>(平成18年9月)</p>
導入に関する課題	<p>・権限移譲や地方税賦課制度の改革が、道州制の検討を理由に遅れないように。</p> <p>・道州制は国と地方双方の政府のあり方を再構築するものであり、国民生活にも大きな影響。導入に関する判断は、国民的な論議の動向を踏まえて行われるべき。</p> <p>・道州制導入の理念やプロセス等を規定する推進法制度の整備も考えられる。</p>	<p>・道州制のメリット・デメリットを国民に分かりやすく提示。地方分権改革等を連携しつつ、道州制の導入を推進する必要。</p> <p>・道州制の先行モデルとなるよう、北海道での取り組みを推進。</p>	<p>・国民意識を醸成し、理解を得ることが大きな課題。</p> <p>・道州制特区の取り組みは、「国から極限とそれに伴う財源を地方自治体に大幅に移譲し、これまで国が担ってきた役割を地方自治体が十分に果せるかを国民に証明できる絶好的の機会」であり、これを推進。</p>	<p>・道州制の導入に伴い考えられるデメリットを最小限に抑え得るような制度設計。(考えられるデメリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国の地方に対する影響力の弱まり ② 旧都道府県の利害対立 ③ 都道府県を単位とした住民の帰属意識の希薄化。 ④ 行政運営の行政が住民に与える影響が大きくなり、却つて地域間格差が拡大する可能性。 	<p>・道州制の導入に慎重な意見あり</p> <p>・道州制の枠組みを憲法上位置づけるため、改正草案を添付。</p>
その他					

<p>第28次地方制度調査会答申 (平成18年2月)</p> <p>自民党道州制調査会 第2次中間報告 (平成19年6月)</p>	<p>全国知事会道州制特別委員会 「分権型社会における広域自治体のあり方」 (平成18年6月)</p> <p>東京都自治制度懇談会 「議論のまとめ」 (平成18年11月)</p>	<p>徳島県道州制等研究会 「眞の地方分権時代における県のあり方」 に関する研究報告書 (平成18年9月)</p>
<p>1 道州制下においても、国が担う事務 ① 国際社会における国家としての存立に直 接関わる事務 ② 全国的に統一されるべき基本レベルの地 方自治に関する事務 ③ 国家規模でネットワーク形成や事業構築 等を図る必要のある事務 ④ 国家として取り組むべき高度な科学技術 や希少な資源に関する事務 ⑤ 国の行政組織に係る内部管理 これら以外は、2に準じて道州の事務に区分す る。</p> <p>2 現在、国と都道府県の双方が対応している 事務の新たな面分け ① 事務の規模や範囲が複数の都道府県にわ たることを理由に国が実施→道州へ 大規模、影響が広範囲に及ぶものを国が 実施→国全体のネットワーク形成は国、 それ以外を道州へ。 ② 国の指針に従い、都道府県が計画策定・ 実施→国の指針策定を限定。道州が企画 立案から管理執行までを出来る限り一貫 して担う。 ③ 国が全國一律の基準を設置、都道府県が 実施→ナショナルミニマムなど国の基準 を限定。道州が基準の設定を含め、企画 立案から管理執行までを出来る限り一貫 して担う。 ④ 復割分担が法令上一の主体に専属させら れていらない施策→道州に一元化 ⑤ 設置・管理主体について法令上の限定の ない施設→国の施設を基幹的・国家的な ものに限定 ⑥ 上 ⑦ 国による広域調整などは原則廃止。道州 間の広域調整は本府省で実施。 ⑧ 緊急時の国の支持等が必要な限り存置 ⑨</p>	<p>以下の三原則を柱にさらに議論。 ① 国が政策及び制度の基本、基準を定める 場合でも、その実施主体は道州及び基礎 自治体とする。 ② (国の) 地方支分部局は廃止。その機能 は道州または基礎自治体へ移管。 ③ 国庫補助事業は、財源を付して道州また は基礎自治体に移行。</p> <p>一般国道、一級河川、地方空港 等</p> <p>産業振興及び雇用政策 職業訓練 等</p> <p>広域防災対策 市町村消防の指導・調整 等</p> <p>地域温暖化防止対策、廃棄物対策、大気 水質汚濁防止対策 等</p> <p>高度技術や専門的知識を必要とする行政分 野 高次医療、感染症対策、高等研究施設の 設置運営 等</p> <p>⑥ 地域内の市町村の補完及び連絡調整に関する事務</p> <p>2 連絡調整事務（国と市町村間の連絡調整、 市町村相互間の連絡調整など） (例) ① 市町村間の利害調整 ② 市町村合併の支援 ③ 国に対する地域の意見・要望の集約など</p> <p>3 补完事務（事務の規模や性質などから、市 町村では分担困難又は明らかに非効率とな る事務） (例) ① 専門的な試験研究機関の運営 ② 高度医療体制の整備 ③ 大規模災害の復旧 など</p> <p>4 これまで国の地方支分部局等が担ってきた 事務のうち、国が行う必要性に乏しい事務 事業 ① 国道や一級河川の管理 ② 自動車運送業等の許可 ③ ホテル・旅館・旅行業の登録 ④ 広域産業・観光政策 ⑤ 職業訓練・職業紹介 ⑥ 農業振興 ⑦ 国立公園管理 など</p>	<p>(広域自治体が担う事務のイメージ) ① 地域内の主要な社会資本形成の計画及び設 置管理 ② 地域内にわたる事務のイメージ 業で、地域の実情に即し、地方が自らの權 限と責任で実施した方が効率的、効果的な ものは地方の役割とすべき。 (例) ① 児童手当の給付 ② 市街地の活性化事業 ③ 社会福祉法人の設立認可・指導監査 ④ 行政委員会等の組織編成(必置規定の 見直し) ① 広域的な各種計画の策定 ② 広域にわたる自然環境(保全 ③ 大気汚染防止 ④ 広域交通の整備 ⑤ 産業・観光振興 ⑥ 雇用対策 ⑦ 大規模開発 など</p> <p>現在国の基準に基づき実施されている事 務、複数の基礎自治体にわたる事務、広域自 治体の圈全体にわたる事務など) (例) ① 広域的な各種計画の策定 ② 広域にわたる自然環境(保全 ③ 大気汚染防止 ④ 広域交通の整備 ⑤ 産業・観光振興 ⑥ 雇用対策 ⑦ 大規模開発 など</p> <p>(今後広域自治体が担うべき事務事例) → 権限移譲を前提とし、道州制の導入で如何 すべき。</p>